

みなべ町SDG s ロゴマークに関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、みなべ町SDG s ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）のほか使用に関する一切の権利は、全てみなべ町に帰属する。

3 ロゴマークを使用するときは、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 縦横比の変更
- (2) デザイン部分又は文字部分単独での使用
- (3) デザイン部分や文字部分の一部変更及び修正
- (4) ロゴマークのイメージを損なう背景
- (5) 指定色以外の使用

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人（会社等）又は団体
- (2) 個人事業主

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に掲げる法人等（法人等の代表者及びその役員を含む。）及び前項第2号に掲げる個人事業主が、みなべ町暴力団排除条例（平成23年みなべ町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員である場合は申請を認めない。

3 第1項の規定により、ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「みなべ町SDG s ロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を得るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する申請書及び書類の提出を省略することができる。

- (1) 町の機関が使用するとき。
- (2) 国若しくは地方公共団体が使用するとき。
- (3) 町内の小学校、中学校及び高等学校が使用するとき。
- (4) 町が後援し、又は共催する事業で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。

(使用承認及び不承認)

第4条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、みなべ町SDGsロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 町長は、ロゴマークの使用目的及び使用方法が、次の各号のいずれにも該当しない場合にロゴマークの使用を承認するものとする。

(1) 町若しくはSDGsの品位を傷つけ、又はSDGsの正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(3) SDGs及びロゴマークの趣旨に反するおそれがある場合

(4) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用するおそれがある場合

(5) ロゴマーク自体を自己の商品として独占的に使用するおそれがある場合

(6) 営利目的として使用されるおそれがある場合。ただし、町長がロゴマークの趣旨に沿うものとして認めた場合を除く。

(7) 前各号に定めるもののほか、町長が使用を不適當と認める場合

4 町長は、前項の規定に抵触し、又は抵触するおそれがある場合で、ロゴマークの使用を承認しないときは、みなべ町SDGsロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定によりロゴマークの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、第4条第3項に規定する条件及び次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 申請に基づき使用された用途以外には使用しないこと。

(2) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと。

(3) 商品広告等を行うときは、ロゴマークが商品そのものの意匠であるとの誤解、町が委託して販売していると誤解を与えることがないように、広告方法等に十分配慮すること。

(4) 使用に際しては、SDGsの趣旨等を損なことがないように、十分配慮すること。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱その他法令に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。
- 2 町長は、第3条第4項の規定により、申請書及び書類の提出を省略した使用者について、第4条第3項及び前項で掲げる各号に抵触するときは、使用承認を取り消すことができる。
- 3 町長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用承認取消し通知書（様式第4号）により使用者に通知するとともに、使用を取り消されたものに対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消されたものが負担するものとする。

（使用状況の報告）

第8条 使用者は、町長が使用の状況又は結果の報告を求めたときは、速やかにその報告をしなければならない。

（使用の非独占性等）

第9条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してロゴマークの使用を認めるものではない。

- 2 使用承認は、ロゴマークの使用対象物件等について町の推奨や品質保証を行うものではない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

別図（第2条関係）

みなべの
みらいを
みんなで

